

長建協発第473号
平成26年1月23日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

有害物ばく露作業報告対象物（平成26年対象・平成27年報告）について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。）第95条の6の規定に基づく報告（以下「有害物ばく露作業報告」という。）は、事業場における労働者の有害物へのばく露の状況を把握し、その結果、ばく露による健康障害が発生するおそれがある場合には、必要な措置を講じていくことを目的としたものであり、今後、有害物対策を効果的に進めていく上で必要な報告として平成18年から行われております。

有害物ばく露作業報告の対象となる物については、「労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号。）により定められておりますが、告示の一部が改正され、平成26年1月から12月を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成27年1月から3月まで）の対象となる物が新たに定められたところであります。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添のとおり通知がまいっておりますので、本制度の趣旨をご理解いただき、本制度が円滑に運用されるよう、また有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるようご協力方よろしくお願い申し上げます。